地震動の予報業務の許可等の申請について（暫定）

＜本件に関する窓口＞

気象庁総務部民間事業振興課
民間気象業務推進係
〒100-8122 東京都千代田区大手町 1-3-4
TEL(03)3212-8341 内線 2128

＜受付日及び時間＞

土日祝日を除く 09 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 00 分
年末は 31 日まで、年始は 4 日から受け付けます。

気民第 105 号
平成 19 年 11 月 28 日

目　　次

１．はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２．概要
（１）許可または変更認可の対象となる業務・・・・・・・・・　１
（２）気象業務法の改正前から地震動の予報業務に該当する業務を開始している場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（３）気象業務法の改正後に地震動の予報業務に該当する業務を開始する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（４）地震動の予報業務の許可または変更認可の申請手続きの流れ　２
（５）登録免許税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

３．地震動の予報業務の許可申請の具体的な方法
（１）新たに許可の申請を行う場合・・・・・・・・・・・・・・・　４
各書類の記入要領及び記入例、作成要領及び作成例・・・　５
（２）変更認可で申請を行う場合（気象等の予報業務の許可をすでに受けている場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
各書類の記入要領及び記入例及び作成例・・・・・・・・・　23
（３）予報業務の変更事項の報告・・・・・・・・・・・・・・・　29
（４）予報業務の休止及び廃止・・・・・・・・・・・・・・・・　33

４．留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　36

５．報告様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　37

〇地震動の予報業務の許可等の申請に関する確認事項・・・・・　45

地震動の予報業務の許可等の申請について（暫定）

１．はじめに

気象業務法の一部を改正する法律が平成１９年１２月１日に施行されます。これにより、気象庁以外の民間事業者等が個別地点の震度や主要動の到達時刻等を予想し発表する業務を行う場合、地震動の予報の業務として、気象業務法第 17 条第 1 項の規定に基づき、気象庁長官の許可が必要となります。また、気象等の予報業務の許可を既に受けている事業者が上記を行う場合は、気象業務法第 19 条第１項の規定に基づき、気象庁長官あてに変更認可の申請を行い、認可を受ける必要があります。

本資料では、これら許可または変更認可の申請手続き等について説明します。

２．概要

（１）許可または変更認可の対象となる業務

気象庁以外の民間事業者等が震度や主要動の到達時刻等を予想し発表する業務は、地震動の予報業務として、気象庁長官の許可または変更認可が必要となります。

気象庁の行う地震動の予報及び警報や許可を受けた民間事業者等が発表する地震動の予報の内容をそのまま利用者に単に伝達する業務は、予報業務には該当しません。

詳細は、「地震動の予報業務の許可等の申請に関する確認事項」（45 ページ）をご参照願います。

（２）気象業務法の改正前から地震動の予報業務に該当する業務を実施している場合

気象業務法の一部を改正する法律の施行前から、地震動の予報業務に該当する業務を行っている場合、施行後１ヶ月の間は、法律の定めにより業務をそのまま継続できます。地震動の予報業務を引き続き実施する場合は、施行後１ヶ月以内の間に、予報業務の許可または変更認可の申請を行っていただくことが必要です。申請がない場合、施行後１ヶ月を過ぎた時点から違法行為となります。

＜申請と予報業務の流れ＞

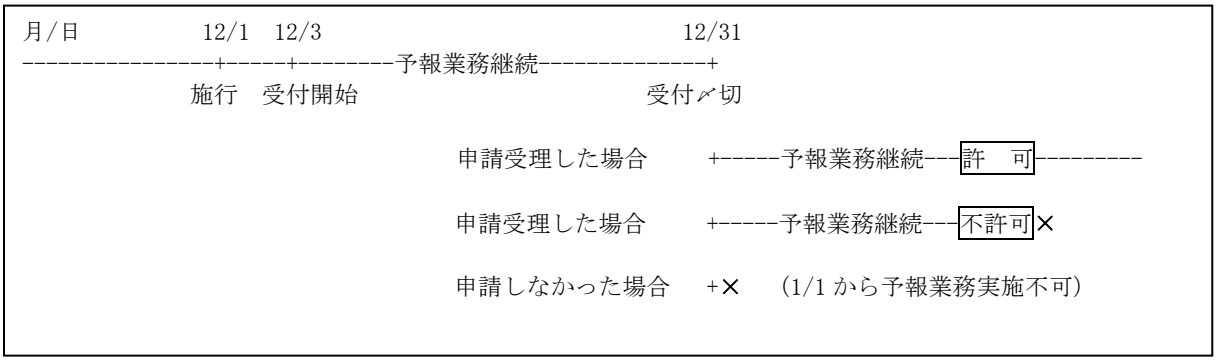

（３）気象業務法の改正後に地震動の予報業務に該当する業務を開始する場合

気象業務法の一部を改正する法律の施行後に業務を開始する場合は、１２月３日以降に許可または変更認可の申請を行っていただき、許可または認可を受けてから業務を行っていただきます。

（４）地震動の予報業務の許可または変更認可の申請手続の流れ

「地震動の予報業務の許可等の申請に関する確認事項」（45 ページ）により事前に確認を行い、申請が必要な場合は、以下の手順に従って手続きを行ってください。

ア．気象等の予報業務の許可を受けていない場合

以下の流れにしたがって、地震動の予報業務の許可の申請手続を進めていただきます。

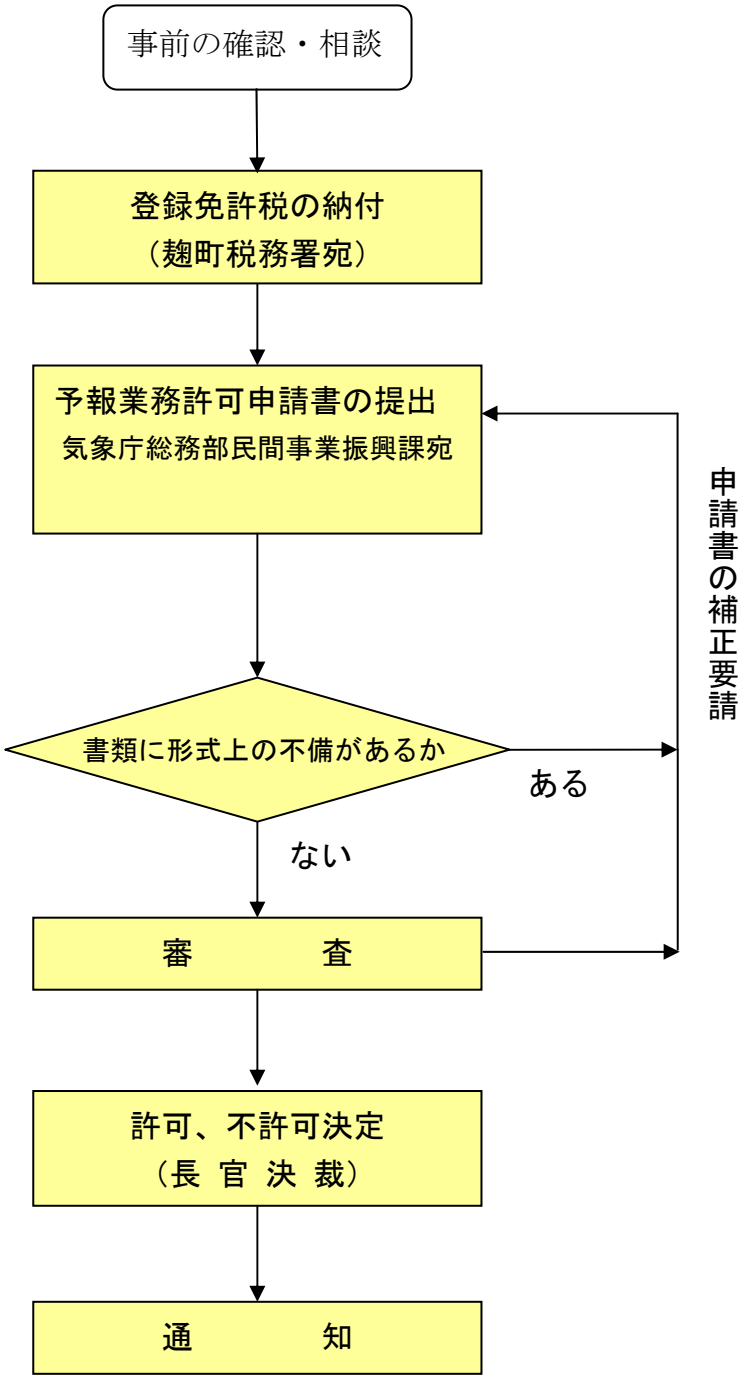

イ．すでに気象等の予報業務の許可を受けている場合

以下の流れにしたがって、予報業務の範囲の変更認可の申請手続を進めていただきます。

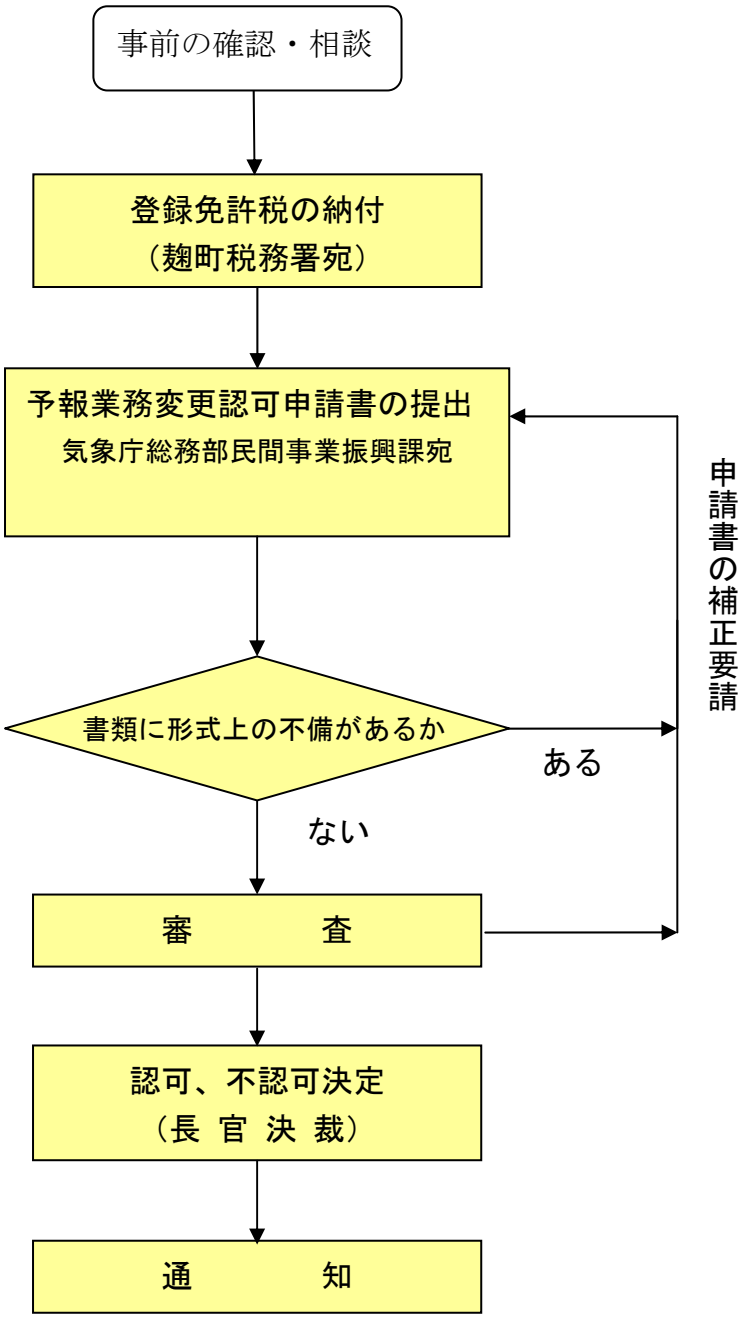

（５）登録免許税

地震動の予報業務の許可申請にあたっては、登録免許税（税額：９万円）を納付※していただくことが必要です。すでに気象等の予報業務の許可を受けていて、地震動の予報業務を行うことについて、予報業務の範囲の変更認可の申請を行う場合も納付が必要です。

なお、地方公共団体等の公的機関は登録免許税の納付の必要はありません。

※　納付は全国の税務署、日本銀行本支店、歳入代理店、郵便局等から行うことができます（納税の詳細については、最寄の税務署に直接お尋ねください）。
許可あるいは変更認可の申請には、登録免許税の納付の際に発行される「領収証書（コピーは不可）」を添付してください。

３．地震動の予報業務の許可申請の具体的な方法

予報業務の許可申請は、新たに許可申請を行う場合（１）とすでに気象等の予報業務の許可を受けていて変更許可申請を行う場合（２）では、提出資料の項目と内容が異なりますので以下の手順で申請をお願いします。

（１）新たに許可の申請を行う場合

「予報業務許可申請書」を提出していただきます。

申請書には以下の書類を添付していただきます。

○予報業務計画書
予報業務を行う事業所（47 ページの図参照）ごとに１部ずつ必要です。
計画書には「地震動の予想の方法」の資料を添付していただきます。

○要員の配置の状況及び勤務の交替の概要
予報業務を行う事業所（47 ページの図参照）ごとに１部ずつ必要です。

○観測施設の概要
予報業務のために観測を行う場合に必要です。

○予報資料の収集・解析及び警報事項の受信の施設
予報業務を行う事業所（47 ページの図参照）ごとに１部ずつ必要です。

○定款又は寄付行為及び登記事項の証明書、役員の名簿
申請者が地方公共団体以外の法人の場合に必要です。

○定款又は寄付行為の謄本、発起人や社員又は設立者の名簿
申請者が法人を設立しようとしている場合に必要です。

○住民票の写し
申請者が個人の場合に必要です。

○欠格事項に該当しないことを証明する書類（宣誓書）

各書類の記入要領及び記入例、作成要領及び作成例

ア．予報業務許可申請書

所定の様式に、記入要領に従って記入し、作成してください。

＜記入要領＞

１．申請者の名称及び住所、代表者氏名

・名　　称：個人名又は法人名を記入。
・代表者氏名：法人の場合に記入。
・住　　所：法人の場合は登記簿の住所を記入。個人の場合は住民票の住所を記入。

２．予報業務の目的及び範囲

行おうとする予報業務ごとに横線で区切り、各々の予報業務の内容が明確になるよう記入してください。

（１）目　的

行おうとする予報業務の目的について、具体的に記入してください。

（２）範　囲

①予報の種類

「地震動予報」と記入してください。

②対象としようとする区域

「対象としようとする区域」は、予報業務を行おうとしている範囲を記入してください。その範囲は、行政区画等により表現してください。

また、その範囲の内、任意の地点について予報を行う場合は、範囲に続けて「任意の地点」と記入又は省略してください。特に、範囲の内のごく限定的な特定の地点の予報を行う場合は、範囲に続けて「特定の地点」と記入し、その後にその地点が分かるように記述あるいは別表等を付してください。

３．予報業務の開始の予定日

許可を受けた業務を最初に実施する予定の日を記入してください。

なお、既に地震動の予報の業務を行っており、許可を受けるまでの間、改正後の気象業務法の附則で規定する経過措置の対象となる場合は、実際に業務を開始した日を記入し、括弧書きで「改正気象業務法の経過措置の対象」と付してください。

＜記入例＞

予報業務許可申請書（地震動）

平成○○年○○月○○日

気象庁長官
　○○　○○　殿

申請者本人による署名(サイン)の場合、押印は不要

株式会社○○
代表取締役社長　気　象　花　子　　印

気象業務法第１７条第１項の規定に基づき予報業務の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．申請者の名称及び代表者氏名、住所

名　　称　　株式会社○○
代表者氏名　　代表取締役社長　気象　花子
住　　所　　東京都世田谷区◇◇１－２－３

２．予報業務の目的及び範囲

目　的	範囲	
	予報の種類	予報の対象とする区域
当社予報センターから個別地点の予報の提供	地震動予報	関東地方の任意の地点
当社製造端末による個別地点の予報の提供	地震動予報	全国の任意の地点

３．予報業務の開始の予定日

平成○○年○○月○○日

それぞれの目的ごとに予報の対象とする区域を記入してください。

区域の記入例：
「福島県、山形県の任意の地点」
「全国（特定の地点：沖縄県那覇市役所、和歌山県庁、北海道名寄市役所）」

イ．予報業務計画書

所定の様式に、記入要領に従って記入し、作成してください。

なお、様式中の現象の予想の方法については、別途、別葉にて作成してください。

＜記入要領＞

予報業務計画書は、予報を実際に行う事業所（47 ページの図参照）ごとに作成してください。

１．事業所の名称及び所在地

・予報業務を行う事業所の名称及び所在地を記入してください。

２．予報事項及び発表の時刻

（１）予報事項

当該事業所が行う予報の予報事項を記入します。

①予報する現象の要素

予想した「震度」や「主要動の到達時刻」（または主要動が到達するまでの時間）等、予報事項に含むものを全て記入してください。

②その他

予報事項に含まれるその他の事項を全て記入してください。たとえば、「予報の対象とする場所」「発表事業所名」「予想に基づく主要動の伝播状況の推定図」などが該当します。

（２）発表の時刻

通常は、「随時」と記入してください。

３．収集する予報資料の内容及びその方法

（１）収集する予報資料

・当該事業所において収集する予報資料の内容を、入手先毎に分けて記入してください。通常は、地震発生の都度収集する地震の発生時刻や震源の位置、地震の規模を含む予報資料のみとなります。

・上記以外に、予報の精度向上等のため、平常時から随時収集する予報資料があれば、その他の資料として記入してください。

・予報の精度向上等のため、申請者が独自に震度計等を設置して観測値を平常時から収集する場合は、その旨を記述してください。

（２）入手の方法

①入手先

・収集する予報資料ごとに記入してください。

・（財）気象業務支援センター、株式会社○○○○等、直接の入手先を記入してください。

・観測値等の予報資料の収集の場合、オンラインによらず入手する場合が考えられます。その場合の通信回線の欄は「オフラインにより入手」と記入してください。

②通信回線

・収集する予報資料ごとに記入してください。

・使用する通信回線名（デジタル専用回線（64kbps）等の商品名）を記入してください。

４．地震動の予想の方法

当該事業所が担当する予報において用いる地震動の予想の方法を、別葉にして具体的に

記入してください（記入方法は 10 ページ参照）。

５．気象庁の地震動の警報事項を受ける方法

・３．（２）の予報資料の入手の方法と同様に記入してください。
・地震動を予想した結果を出力できる装置等を作成し、これを利用者に対して提供（販売等）している事業者は、事業者自身の受信形態を記入してください。
・（財）気象業務支援センター以外の事業者から入手する場合には、当該事業者から入手することが分かる書類（受信契約書の写し等、下表参照）を添付してください。

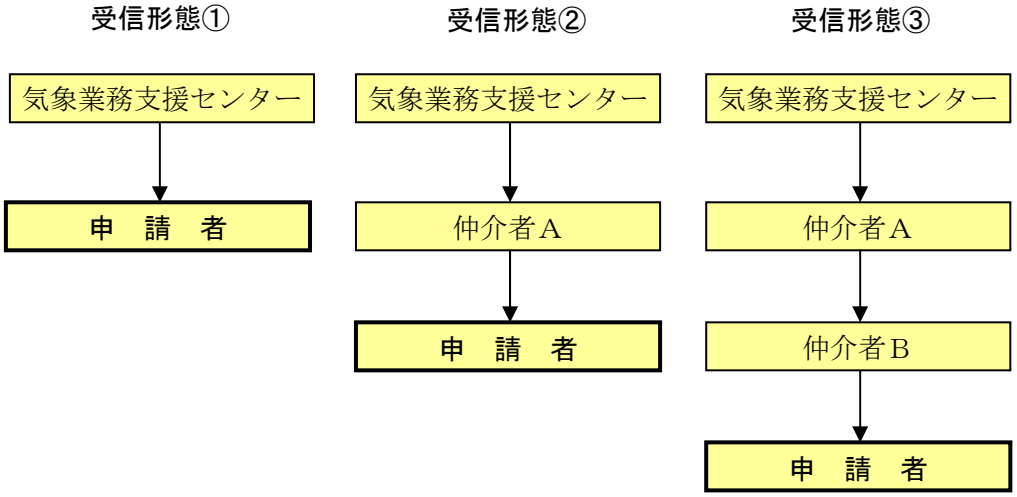

受信形態	必要書類
受信形態①	不　要
受信形態②	申請者と仲介者Ａとの受信契約書の写し等
受信形態③	申請者と仲介者Ｂとの受信契約書の写し等 仲介者Ｂと仲介者Ａとの受信契約書の写し等

＜記入例＞

予報業務計画書（地震動）

1．事業所の名称及び所在地

事業所名	株式会社○○　△△△
所 在 地	東京都世田谷区◇◇１－２－３

2．予報事項及び発表の時刻

予報事項		発表の時刻
予報する現象の要素	その他	
・震度 ・主要動の到達時刻	・予報の対象とする場所 ・発表事業所名	随時

3．収集する予報資料の内容及びその方法（予報の対象とする区域に対応したもの全てを収集）

収集する予報資料		入手の方法	
		入　手　先	通信回線
地震の発生から予報実施までの間に収集する資料	緊急地震速報（予報） 及び 緊急地震速報（警報）	(財)気象業務支援センター	Arcstar　IP-VPN
その他の資料（精度向上等に利用）	●●研究所 震度・地震波形データ	●●研究所	インターネット

4．地震動の予想の方法

別紙１のとおり

5．気象庁の地震動の警報事項を受ける方法

入手の方法	
警報事項の入手先	方法（通信回線）
(財)気象業務支援センター	Arcstar　IP-VPN

イー１．地震動の予想の方法（予報業務計画書の別紙１）

決まった様式はありません。作成要領に従って作成してください。

＜作成要領＞

・用いる予想の方法について、計算により求めるものは計算方法を数式で記入するなど、できるだけ詳しく記入してください。

・「気象業務法施行規則第十条の二第一号ロの計算方法を定める件」（平成十九年十一月二十六日気象庁告示第十一号）（以下、作成例においても「気象庁告示」と略。）で代用できるとされた方法を用いる場合は、正しく予想するため適切なものと認められうる根拠となる文献や統計資料等を添付してください。

・地盤増幅度として、気象庁が複製を提供する約 1km メッシュ地盤増幅度デジタルデータ以外のものを用いる場合は、地盤増幅度の算出方法と精度が分かる資料（予報の対象とする区域に係る地盤増幅度の算出方法と区域に対応する全ての値のリスト。他機関が作成した地盤増幅度を利用する場合はその入手先と算出方法（論文等の文献の添付で代用可)、その他。）を添付してください。なお、予報の対象とする区域や地点数が多い場合は、別図または別表でまとめて示してください。

＜作成例１＞

気象庁告示と同じ予想の方法を用いる場合

別紙１

地震動の予想の方法

１．計算の入力値

（１）地震の発生時刻、震源の位置（緯度、経度及び深さ)、地震の規模

気象庁が提供し、予報業務計画書３項のとおり入手する緊急地震速報（予報）及び緊急地震速報（警報）（以下、予報資料という）から、上記に該当するデータをそのまま用いる。

（２）予想の対象とする地点の位置（緯度及び経度）

全国の任意の地点

（３）予想の対象とする地点における地盤増幅度

気象庁が複製を提供する約１km メッシュ地盤増幅度デジタルデータのうち当該地点を含む領域に係る地盤増幅度を用いる。

２．地震動の震度の予想の手順

（１）気象庁告示の第二号アの x を求める手順

予想の対象とする地点の緯度、経度（１．（２））及び震源の位置（１．（１））から、震源までの距離 s。(km）を以下の計算の方法で求め、これをx（km）とする。

＜計算の方法＞

・・・

（２）予想の対象とする地点におけるＳ波の最大速度振幅 PGV を求める式

$PGV=ARVi\times PGV_{600}\times 0.9$

$\log PGV_{600}=0.58M_w+0.0038d-1.29-\log(x+0.0028\times 10^{0.50Mw})-0.002x$

ARV_i：予想の対象とする地点における地盤増幅度

PGV：予想の対象とする地点におけるＳ波の最大速度振幅（cm/s）

PGV_{600}：予想の対象とする地点においてＳ波の伝播速度が 600m/sに相当する硬質地盤上における地震動の最大速度振幅（cm/s）

d：１．（１）の震源の深さ（km）

（３）予想の対象とする震度Ｉを求める式

$I=2.68+1.72\log PGV$

（４）気象庁告示の第二号アからウまでの計算の方法による予想震度との差

・ 地震の規模＝5.5

震源の深さ / x	10km	20km	・・・	90km	100km
30km	*.*	*.*	*.*	*.*	*.*
40km	*.*	*.*	*.*	*.*	*.*
・・・・・・	*.*	*.*	*.*	*.*	*.*
190km	*.*	*.*	*.*	*.*	*.*
200km	*.*	*.*	*.*	*.*	*.*

・ 地震の規模が 6.0

震源の深さ / x	10km	20km	・・・	90km	100km
30km	*.*	*.*	*.*	*.*	*.*
40km	*.*	*.*	*.*	*.*	*.*
・・・・・・	*.*	*.*	*.*	*.*	*.*
190km	*.*	*.*	*.*	*.*	*.*
200km	*.*	*.*	*.*	*.*	*.*

（中略）

・ 地震の規模が 8.0

震源の深さ / x	10km	20km	・・・	90km	100km
30km	*.*	*.*	*.*	*.*	*.*
40km	*.*	*.*	*.*	*.*	*.*
・・・・・・	*.*	*.*	*.*	*.*	*.*
190km	*.*	*.*	*.*	*.*	*.*
200km	*.*	*.*	*.*	*.*	*.*

３．地震動の到達時刻の予想の手順

（１）計算の方法

ＪＭＡ2001 走時表（気象庁告示の第三号アの方法により作成したもの)、１．（１）の地震の発生時刻及び震源の位置、及び１．（２）の予想の対象とする地点の位置より、以下の計算の方法で到達時刻を算出する。

(計算の方法)

震源の位置、予想の対象とする地点の位置により、震央距離 l_o（km）を求める。

l_o＝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

震央距離 l_oと震源の深さから、これに最も近い（震央距離、震源の深さ）における走時を以下のとおり走時表より求める。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

上記走時について､以下のとおり補間して予想の対象とする地点における走時を求め、これを地震の発生時刻に加算して到達時刻とする。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（２）気象庁告示の第三号アからウまでの計算の方法による地震動の到達時刻との差

震源の深さ／震央距離	10km	20km	・・・	140km	150km
0km	*.*	*.*	*.*	*.*	*.*
10km	*.*	*.*	*.*	*.*	*.*
・・・・・・・	*.*	*.*	*.*	*.*	*.*
300km	*.*	*.*	*.*	*.*	*.*
350km	*.*	*.*	*.*	*.*	*.*

（表中の数値の単位は%）

（注）震央距離と震源の深さについては以下の範囲及び間隔で作成。

震央距離：　0km～70km　　10km 間隔

70km～150km　　20km 間隔

150km～350km　　50km 間隔

震源の深さ：10km～150km　　10km 間隔

＜作成例２＞

気象庁が複製を提供する地盤増幅度以外の地盤増幅度を、併設する地震計のデータで補正したものを用い、これを別表で示す場合（それ以外は作成例１と同じ）

別紙１

地震動の予想の方法

１．計算の入力値

（１）地震の発生時刻、震源の位置（緯度、経度及び深さ）、地震の規模

気象庁が提供し、予報業務計画書３項のとおり入手する緊急地震速報（以下、予報資料という）から、上記に該当するデータをそのまま用いる。

（２）予想の対象とする地点の位置（緯度及び経度）

・福島県、山形県の任意の地点

別表に示す緯度及び経度

（３）予想の対象とする地点における地盤増幅度

●●●が▲▲▲に基づいて■■■m メッシュの地域に係る平均Ｓ波速度から推定した地盤増幅度デジタルデータ（以下、●●●の地盤増幅度データと略）のうち、予想の対象とする地点を含む領域に係る地盤増幅度を用いる。予想の対象とする地点を含む領域に係る地盤増幅度が●●●の地盤増幅度データに無い場合は、気象庁が複製を提供する約１km メッシュ地盤増幅度デジタルデータの地盤増幅度を用いる。

これらの地盤増幅度データについて、予想の対象とする地点近傍における地震計の観測結果に基づいて以下の計算の方法で推定した地盤増幅度を用いる。

＜計算の方法＞

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

●●●の地盤増幅度データ、及び上記計算の方法で推定した地盤増幅度が、震度を正しく予想するため適切なものと認められることを示す文献：「○○○○」を別添。

なお、●●●の地盤増幅度データの数値は、●●●ＨＰ（URL：**********）で公開されている。

・福島県、山形県の任意の地点

●●●の地盤増幅度データのうち、別表に示す予想の対象とする地点及び当該地点を含む領域に係る地盤増幅度を用いる。

２．地震動の震度の予想の手順

【　以降は＜作成例１＞を参照　】

＜作成例＞

別表：地盤増幅度リスト（別紙１の添付資料）

別表

地盤増幅度一覧

位置（県）	地盤増幅度	緯度	経度	左記の場所の概ねの住所	備考
山形県	*.***	**.*	***.*	新庄市・・・	左記地点で震度と到達時刻を予想
	*.***	**.*	***.*	新庄市・・・	〃
	*.***	**.*	***.*	遊佐町・・・	〃
	*.***	**.*	***.*	遊佐町・・・	〃
	*.***	**.*	***.*	山形市・・・	〃
	*.***	**.*	***.*	山形市・・・	〃
福島県	*.***	**.*	***.*	福島市・・・	左記地点で震度を予想
	*.***	**.*	***.*	福島市・・・	〃
	*.***	**.*	***.*	福島市・・・	〃
	*.***	**.*	***.*	郡山市・・・	〃
	*.***	**.*	***.*	郡山市・・・	〃
	*.***	**.*	***.*	郡山市・・・	〃
	*.***	**.*	***.*	白河市・・・	〃
	*.***	**.*	***.*	白河市・・・	〃
	*.***	**.*	***.*	白河市・・・	〃

＜作成例３＞

気象庁告示の第二号エ（２）を満たす計算の方法を用いる場合（それ以外は作成例１と同じ）

別紙１

地震動の予想の方法

１．計算の入力値

【　＜作成例１＞を参照　】

２．地震動の震度の予想の手順

（１）気象庁告示の第二号エ（２）を満たす計算の方法

①震度の予想の手順

＜計算の方法＞

・・・

②実際の震度の観測結果を基準とした場合の予想残差の平均

・予想の対象とする地点に最も近い震度観測点

発表名称　＊＊＊＊＊＊＊（北緯　**度**.*分、東経　***度**.*分）

・実際の震度の観測結果を基準とした場合の予想残差の平均

対象地震

1997 年 10 月～2007 年 10 月までに

上記震度観測点で震度１以上を観測した地震　　●●回

気象庁告示の第二号エ（２）を満たす計算の方法の場合

（計算の方法）

・・・

ウ．要員の配置の状況及び勤務の交代の概要

決まった様式はありません。作成要領に従って作成してください。

＜作成要領＞

・記入例を参考に、予報提供のための要員配置の状況及び勤務交代の概要について書類を作成してください。

・配置が 24 時間態勢でない場合は、障害対応措置の態勢の概要を記入してください。

・なお、これらについて外部機関に委託している場合は、委託先での要員配置や勤務体制の概要を示す資料に加え、委託していることが分かる資料（委託契約書の写し等）を別途提出してください。

＜作成例＞

要員の配置の状況及び勤務の交替の概要

システム運用部（注１）

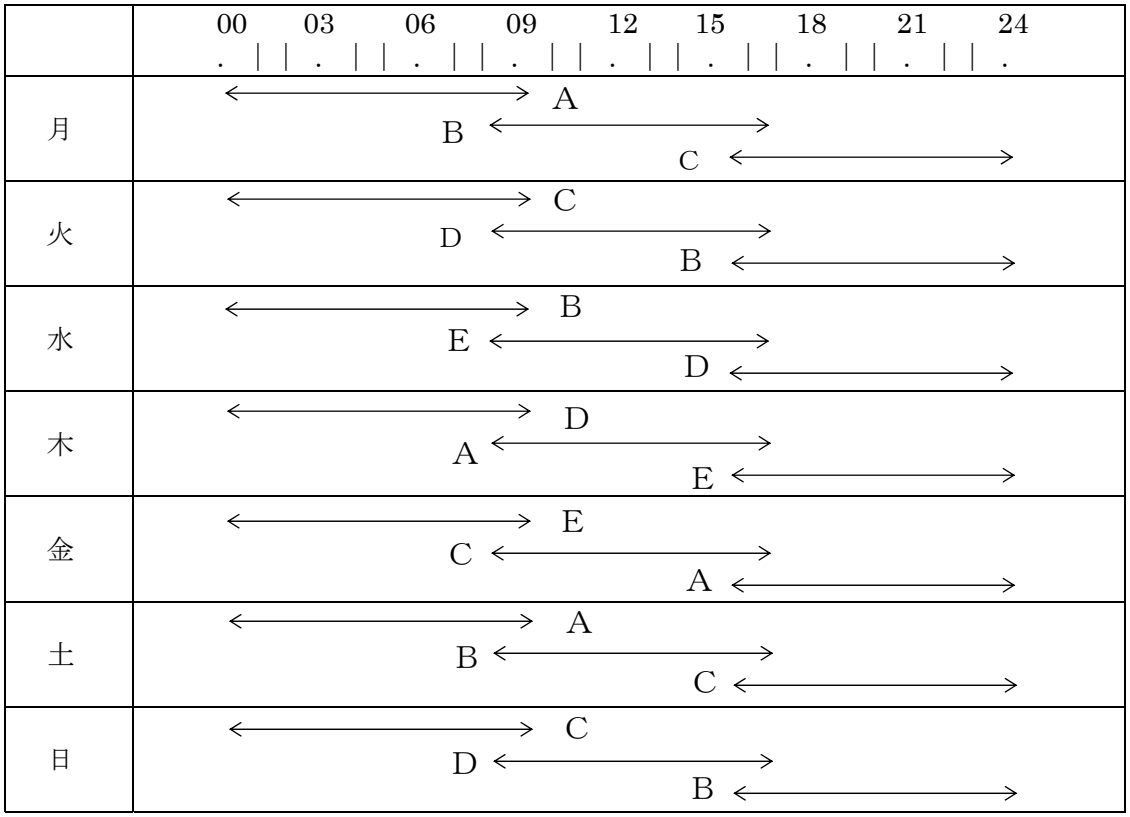

システム開発部（注２）

要員Ｆ、要員Ｇ、要員Ｈ

（注１）Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，Ｅは、利用者に予報を提供する各種サーバー装置の正常稼働を監視し、異常が認められた場合に異常箇所を把握し、復旧対応にあたる。

（注２）サーバー装置の速やかな修理等が必要な場合に備え、システム開発部署の要員３名のうち必ず１人は対応できる配置をとっている（交替制はとらない）。

エ．観測施設の概要

決まった様式はありません。作成要領に従って作成してください。

＜作成要領＞

・予報の精度向上等のため、申請者が独自に震度計等を設置して観測値を平常時から収集する場合は、以下の事項を記載した書類を作成してください。なお、気象庁の委託検定に合格した震度計を用いる場合は、その旨が分かる資料を添付してください。

ⅰ）観測施設の所在地

ⅱ）観測施設の明細（機器の構成、震度計等の仕様の概略、設置環境を示す図面または写真、観測データの伝送・処理方法、（震度計の場合）気象測器委託検定証書の写しなど）

ⅲ）観測の種目、時刻

オ．予報資料の収集・解析及び警報事項の受信の施設

＜作成要領＞

・情報の作成者から施設までの予報資料の収集等のルートや通信回線、及び施設内の装置（コンピュータ等）の構成が分かるように記入してください。
・上記装置の用途が分かるよう記述し、それぞれの性能が分かる資料を添付してください。
・他社の施設を借用して業務を行う場合は、その旨が分かる資料（当該施設保有者との施設利用に係わる契約書など）を添付してください。

＜作成例＞

予報資料の収集・解析及び警報事項の受信の施設の概要（構成図）

○施設を構成する装置（下線を付した装置は性能を示す仕様を添付）

受信装置：　受信した緊急地震速報を形式チェック後、解析、予想装置に転送する。

通信装置：　解析、予想装置から利用者毎の予想結果を受信し、設定テーブルに従って利用者側の端末へ予報データを送信する（仕様Ｐ○のフロー参照）。また、送信記録を利用者毎の予警報事項発表ファイルに保存。

解析、予想装置：　受信装置から転送された予報資料を解析し、別紙１の計算手法に従って利用者毎の震度を予想計算、・・・（仕様Ｐ●の処理フロー参照）。

解析装置：　○○のサーバーから登録済み観測点（別表参照）の速度波形をコピーし、別紙１の手法で地盤増幅度補正値を計算し、解析、予想装置に反映。

無停電電源装置：　上記装置及びネットワーク機器について、無瞬断で商用電源のバックアップを行う（停電補償時間：30 分）。

その他：　無停電電源装置をバックアップする非常用発電機、・・・・。

○施設を構成する装置（下線を付した装置は性能を示す仕様を添付）

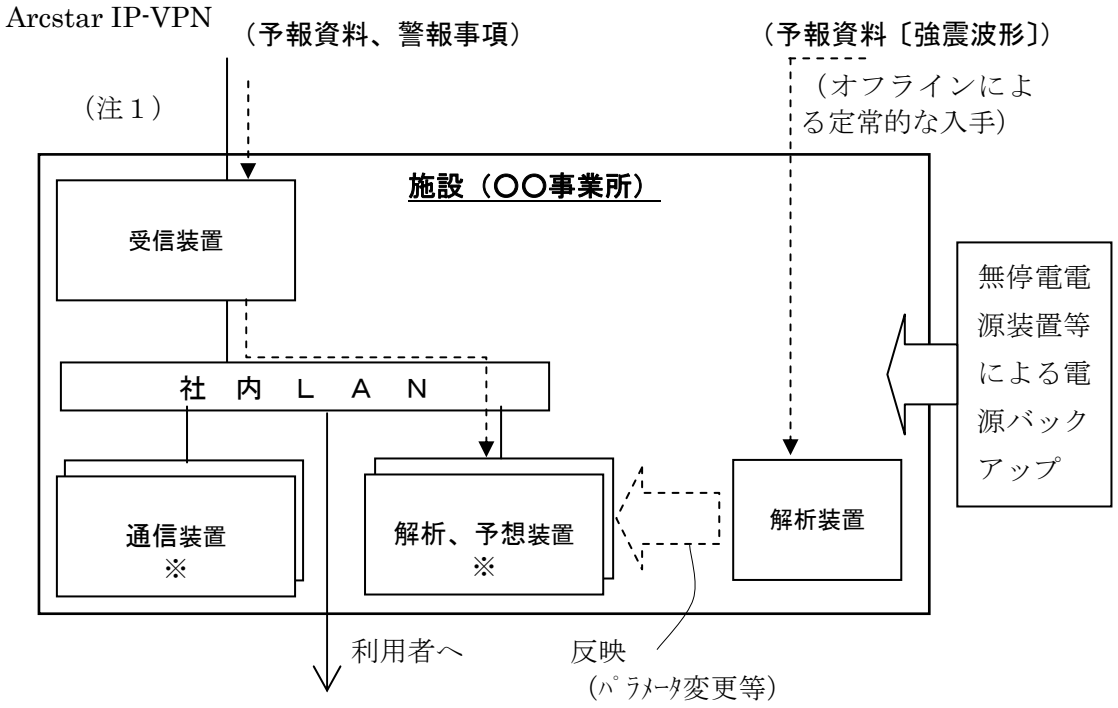

（注１）（財）気象業務支援センターの緊急地震速報配信

※　障害発生に備え、二重化システムとしている。

（添付資料１）

受信装置の仕様

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（添付資料２）

通信装置の仕様

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（添付資料３）

解析、予想装置の仕様

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

カ．定款又は寄附行為及び登記事項の証明書、役員の名簿

申請者が地方公共団体以外の法人の場合に必要です。

キ．定款又は寄附行為の謄本、発起人や社員又は設立者の名簿

申請者が法人を設立しようとしている場合に必要です。

ク．住民票の写し

申請者が個人の場合で、かつ、気象庁から提出を求められた場合に、住民票の写し（又はこれに類するものであって、氏名及び住所を証明する書類）が必要です。

ケ．欠格事由に該当しないことを証明する書類（宣誓書）

以下の書式にしたがって作成してください。

＜作成要領＞

申請者（法人の場合は役員も含む）が以下に該当しない旨の宣誓書を用意してください。

（気象業務法第 18 条第２項の各号）

・気象業務法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者。

・予報業務許可の取消しを受け、その取消しの日から２年を経過しない者。

＜記入例＞

宣　　誓

気象庁長官

○　○　○　○　殿

当社は、気象業務法第１８条第２項の各号に規定された者には該当しません。

平成○○年○○月○○日

名　　称　株式会社○○

代表者氏名　代表取締役社長　気象花子　印

申請者本人による署名(サイン)の場合、押印は不要

（２）変更認可で申請を行う場合（気象等の予報業務の許可をすでに受けている場合）

「予報業務変更認可申請書」を提出していただきます。

申請書には以下の書類のうち、変更を伴うものについて添付していただきます。

○予報業務計画書
予報業務を行う事業所（47 ページの図参照）ごとに１部ずつ必要です。
計画書には「地震動の予想の方法」の資料を添付していただきます。

○要員の配置の状況及び勤務の交替の概要
予報業務を行う事業所（47 ページの図参照）ごとに１部ずつ必要です。

○観測施設の概要
予報業務のために観測を行う場合に必要です。

○予報資料の収集・解析及び警報事項の受信の施設
予報業務を行う事業所（47 ページの図参照）ごとに１部ずつ必要です。

ア．予報業務変更認可申請書

＜記入要領＞

１．申請者の名称及び住所、代表者氏名

予報業務許可申請書の記入例を参考にしてください。

２．変更しようとする事項

現在許可を受けている目的及び範囲に追加する事項として記入してください。

３．変更の予定日

変更の認可を受けた業務を最初に実施する予定の日を記入してください。

なお、既に地震動の予報の業務を行っており、変更の認可を受けるまでの間、改正後の気象業務法の附則で規定する経過措置の対象となる場合は、実際に業務を開始した日を記入し、括弧書きで「改正気象業務法の経過措置の対象」と付してください。

４．変更を必要とする理由

変更の理由と主な変更点を記入してください。

＜記入例＞

予報業務変更認可申請書

平成○○年○○月○○日

気象庁長官
　○○　○○　殿

申請者本人による署名(サイン)の場合、押印は不要

株式会社○○
代表取締役社長　気　象　花　子　印

気象業務法第１９条第１項の規定に基づき予報業務の変更認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．申請者の名称及び代表者氏名、住所

名　　称　　株式会社○○
代表者氏名　　代表取締役社長　気象　花子
住　　所　　東京都世田谷区◇◇１－２－３

２．予報業務の目的及び範囲
（地震動）

目　的	範　囲	
	予報の種類	予報の対象とする区域
当社予報センターから個別地点の予報の提供	地震動予報	関東地方の任意の地点
当社製造端末による個別地点の予報の提供	地震動予報	全国の任意の地点

３．予報業務の開始の予定日

平成○○年○○月○○日

４．変更を必要とする理由
これまでの気象の予報業務に加え、地震動の予報業務を開始するため。

イ．予報業務計画書

予報業務許可申請の場合の予報計画書の記入要領に従って記入し、同様に作成してください。

また、予報業務許可申請書に添付する場合と同様に、地震動の予想の方法などの必要な資料を添付してください。

＜作成例＞

予　報　業　務　計　画　書

1．事業所の名称及び所在地等

事業所名	株式会社○○　△△△
所 在 地	東京都世田谷区◇◇１－２－３

2．予報事項及び発表の時刻

（気象等）

予　報　事　項				発表日時	予想の方法
目　的	予報期間	予想する現象	予報の対象とする区域		
一般向け予　報	短時間予報	降水量	別表１及び別図１に示す区域	8 時～21 時の随時	力学的手法 運動学的手法
	短期予報	天気、気温、風向、風速、降水量、降雪量		9 時、12 時 17 時、21 時	統計的手法
	中期予報			12 時	

（地震動）

予　報　事　項		発表の時刻
予報する現象の要素	その他	
・震度 ・主要動の到達時刻	・予報の対象とする場所 ・発表事業所名	随時

3．収集する予報資料の内容及びその方法（予報の対象とする区域に対応したもの全てを収集）

（気象等）

収集する予報資料	入　手　の　方　法	
資　料　内　容	入　手　先	通信回線
気象衛星画像 アメダス実況資料、レーダー合成資料 降水短時間予報 府県天気予報、府県気象情報 府県週間天気予報、週間予報支援図ＦＡＸ 地方季節予報（１か月）、１か月予報ガイダンス	(財)気象業務支援センター	専用線

（地震動）

収集する予報資料		入手の方法	
		入　手　先	通信回線
地震の発生から予報実施までの間に収集する資料	緊急地震速報	(財)気象業務支援センター	Arcstar　IP-VPN
その他の資料（精度向上等に利用）	●●研究所 震度・地震波形データ	●●研究所	インターネット

４．現象の予想の方法

（気象等）
別紙１のとおり

（地震動）
別紙２のとおり

５．入手する注意報・警報の内容及び入手の方法

（気象等）

注意報・警報の内容		入　手　の　方　法	
種　類	発　表　官　署	入　手　先	通信回線及び通信方式 不達時の対応
気象	東北地方、関東地方、兵庫県の気象官署	(株)○○○○	通信回線：インターネット 通信方式：ファイル転送(put)方式 不 達 時：自動再送又はFAXにより代替

（地震動）

入手の方法	
警報事項の入手先	方法（通信回線）
(財)気象業務支援センター	Arcstar　IP-VPN

ウ．予報資料の収集解析及び警報事項の受信の施設

予報業務許可申請の場合の上記書類の作成要領に従って作成してください。

また、予報業務許可申請書の場合と同様に、必要な資料を添付してください。

＜作成例＞

予報資料の収集解析及び警報事項の受信の施設の概要

○施設を構成する装置（下線を付した装置は性能を示す仕様を添付）

受信装置②：受信した緊急地震速報を形式チェック後、解析、予想装置に転送する。

通信装置：　解析、予想装置から利用者毎の予想結果を受信し、設定テーブルに従って利用者側の端末へ予報データを送信する（仕様Ｐ○のフロー参照）。また、送信記録を利用者毎の予警報事項発表ファイルに保存。

地震動の解析、予想装置：受信装置②から転送された予報資料を解析し、別紙１の計算手法に従って利用者毎の震度の予想計算を実施（仕様Ｐ●の処理フロー参照）。

解析装置③：○○のサーバーから登録済み観測点（仕様Ｐ■の表△）の速度波形を◇◇によりコピーし、別紙１の手法で地盤増幅度補正値を計算し、マニュアル操作で解析、予想装置に反映。

無停電電源装置：上記装置及びネットワーク機器について、無瞬断で商用電源のバックアップを行う（停電補償時間：30 分）。

その他：無停電電源装置をバックアップする非常用発電機、・・・・。

○構成図

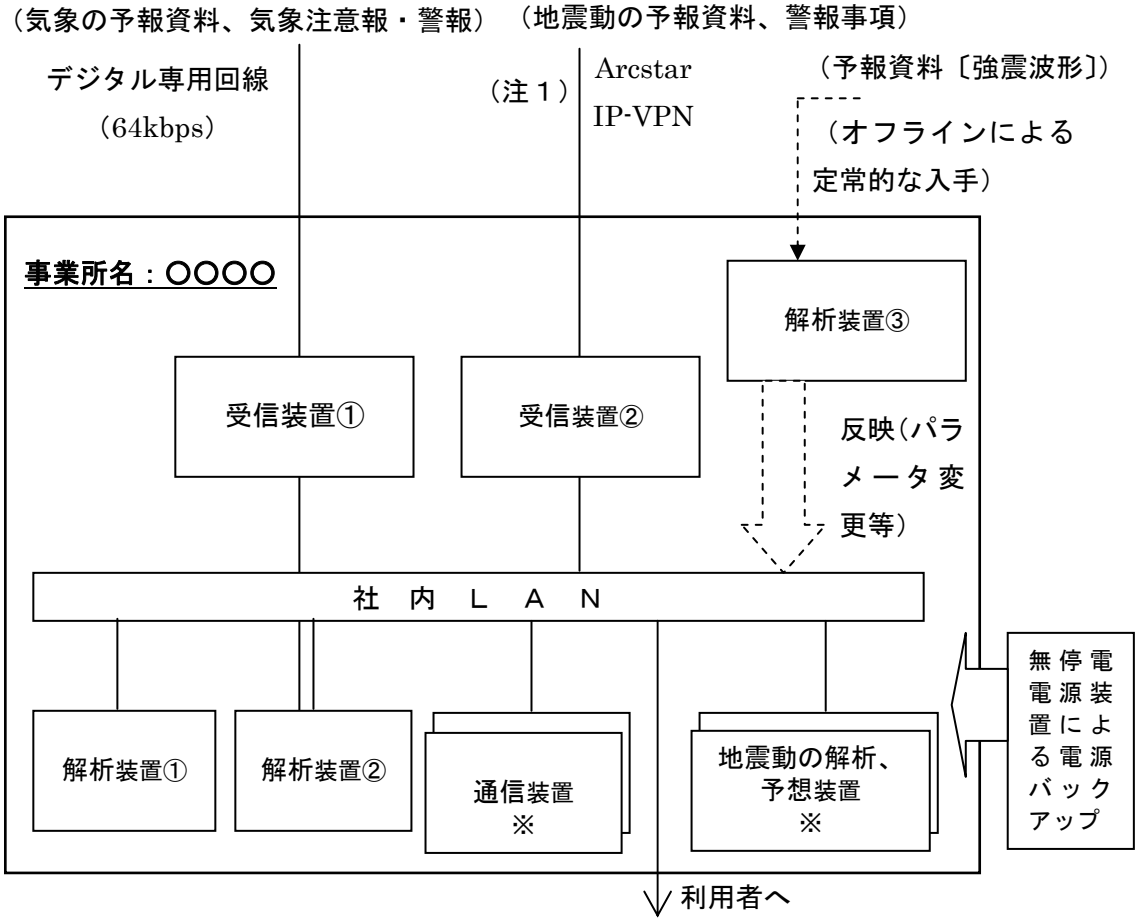

（注１）（財）気象業務支援センターの緊急地震速報配信

※　障害発生に備え、二重化システムとしている。

追加資料　（添付資料１）

受信装置②の仕様

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

追加資料　（添付資料２）

通信装置の仕様

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

追加資料　（添付資料３）

地震動の解析、予想装置の仕様

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（３）予報業務の変更事項の報告

以下の事項に該当することとなった場合は、気象業務法施行規則第５０条の規定に基づき、その旨を記載した報告書を、遅滞なく、気象庁長官に提出しなければなりません。各書類の記入例及び記入要領については、下表に示したページを参照してください。

該 当 事 項	参照ページ
ア．許可を受けた者の氏名、名称又は住所に変更があった場合	30
イ．定款若しくは寄附行為又は役員に変更があった場合	31
ウ．以下の書類の記載事項に変更があった場合 ①予報業務計画書 ・地震動の予想の方法 ②要員の配置の状況及び勤務の交替の概要 ③観測施設の概要 ④予報資料の収集・解析及び警報事項の受信施設の概要	32

変更事項の報告手続フローチャート

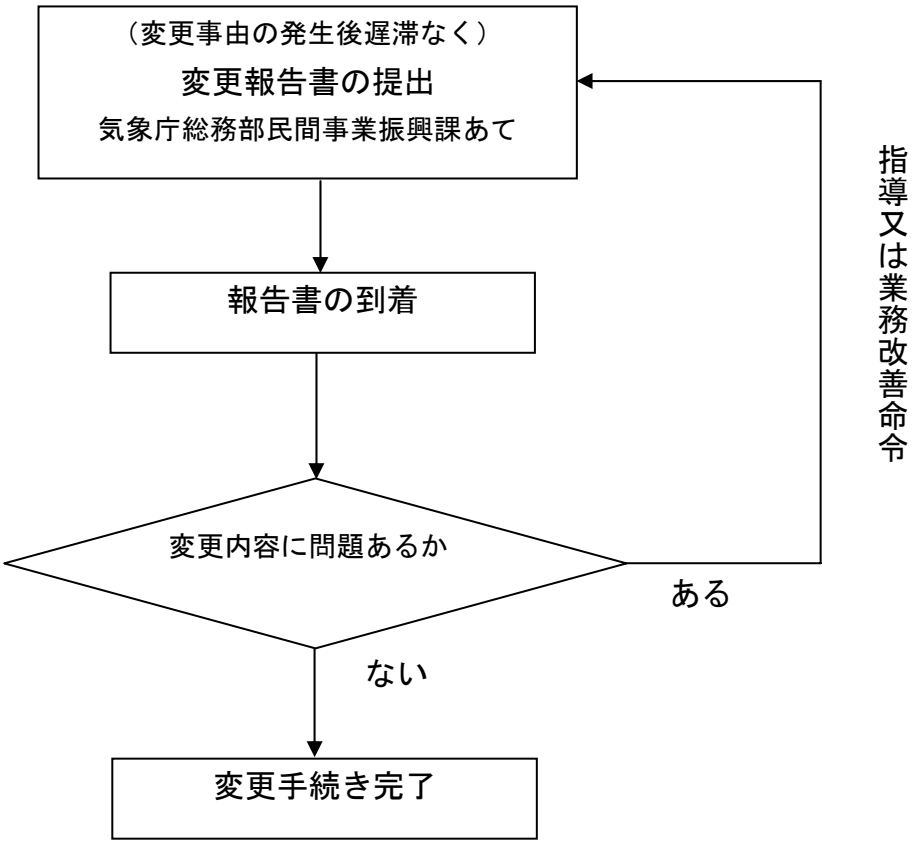

ア．許可を受けた者の氏名、名称又は住所の変更

＜記入要領＞

・ 報告事項として「定款若しくは寄附行為又は役員の変更」「書類の記載事項変更」もある場合は、変更報告書は１通にまとめてください。
・ 報告事項は、「新」と「旧」をそれぞれ記入してください。
・ 法人の場合は、変更後の登記簿謄本を添付してください。個人の場合で、かつ、気象庁から提出を求められた場合は、住民票の写し（又はこれに類するものであって、氏名及び住所を証明する書類）が必要です。

＜記入例＞

予報業務変更報告書

平成○○年○○月○○日

気象庁長官
○ ○ ○ ○ 殿

株式会社○○
代表取締役社長　気象　太郎

標記について、気象業務法施行規則第５０条第１項第４号に該当することとなりましたので、下記のとおり報告いたします。

記

１．報告事項
名称、代表者氏名、住所の変更

「新」
名　　称　株式会社○○
代表者氏名　代表取締役社長　気象　太郎
住　　所　東京都千代田区◇◇１－２－３

「旧」
名　　称　株式会社△△
代表者氏名　代表取締役社長　気象　花子
住　　所　東京都世田谷区◇◇１－２－３

２．報告事由の発生の日

平成○○年○○月○○日

イ．　定款若しくは寄附行為又は役員の変更

＜ 記入要領＞

・報告事項は、「新」と「旧」をそれぞれ記入してください。

・変更後の登記簿謄本または、定款若しくは寄付行為を添付してください。

＜記入例＞

予報業務変更報告書

平成○○年○○月○○日

気象庁長官

○ ○ ○ ○ 殿

株式会社○○

代表取締役社長　気象　太郎

標記について、気象業務法施行規則第５０条第１項第５号に該当することとなりましたので、下記のとおり報告いたします。

記

１．名称及び代表者氏名、住所

名　　称　　株式会社○○
代表者氏名　　代表取締役社長　気象　太郎
住　　所　　東京都世田谷区◇◇１－２－３

２．報告事項

役員の変更

「新」

代表取締役社長 気象　太郎

「旧」

代表取締役社長 気象　花子

３．報告事由の発生の日

平成○○年○○月○○日

ウ．提出書類の記載事項変更

＜記入要領＞

添付資料は以下のうち、変更を伴うものについて添付していただきます。

①予報業務計画書

・予報業務を行う事業所（47 ページの図参照）ごとに１部ずつ必要です。

・計画書には「地震動の予想の方法」の資料を添付していただきます。

②要員の配置の状況及び勤務の交替の概要

・予報業務を行う事業所（47 ページの図参照）ごとに１部ずつ必要です。

③観測施設の概要

・予報業務のために観測を行う場合に必要です。

④予報資料の収集・解析及び警報事項の受信の施設

・予報業務を行う事業所（47 ページの図参照）ごとに１部ずつ必要です。

＜記入例＞

予報業務変更報告書

平成○○年○○月○○日

気象庁長官

○ ○ ○ ○ 殿

株式会社○○

代表取締役社長　気象　花子

標記について、気象業務法施行規則第５０条第１項第６号に該当することとなりましたので、下記のとおり報告いたします。

記

１．名称及び代表者氏名、住所

名　　称　　株式会社○○
代表者氏名　　代表取締役社長　気象　花子
住　　所　　東京都世田谷区◇◇１－２－３

２．報告事項

以下の記載事項変更

（１）予報業務計画書

（１－１）地震動の予想の方法

（２）要員の配置の状況及び勤務の交替の概要

（３）観測施設の概要

（４）予報資料の収集・解析及び警報事項の受信施設の概要

３．報告事由の発生の日

平成○○年○○月○○日

（４）予報業務の休止及び廃止

許可を受けた業務の全部又は一部を休止したときは「予報業務休止届出書」を、予報業務を廃止したときは「予報業務廃止届出書」を、その日から３０日以内に気象庁長官に届け出なければなりません（気象業務法第２２条及び同法規則第１２条）。

予報業務の休廃止届のフローチャート

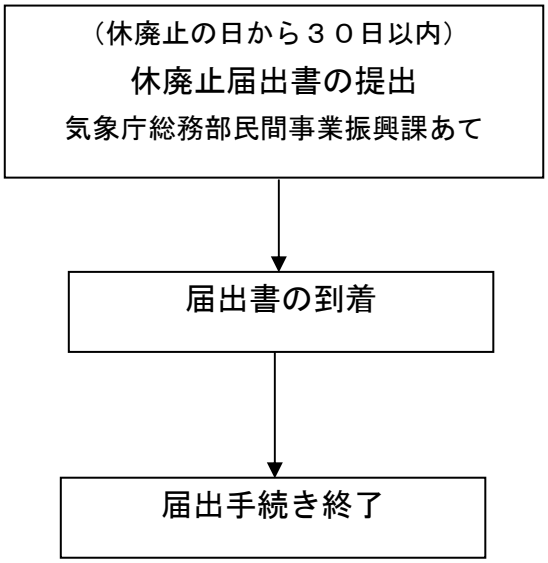

ア．予報業務廃止届出書

＜記入要領＞

・廃止した予報業務の範囲
「許可を受けた予報業務の全部」と記入してください。

・廃止を必要とした理由
「予報提供のための仕組みを維持する要員の確保が困難になったため」等、廃止した理由を記入してください。

・その他
予報業務許可書と変更認可書についても返却をお願いします。

＜記入例＞

予報業務廃止届出書

平成○○年○○月○○日

気象庁長官
○ ○ ○ ○ 殿

株式会社○○
代表取締役社長　気　象　花　子

平成○○年○○月○○日付け第△△号により許可を受けました予報業務を下記のとおり廃止しましたので、届け出ます。

記

１．名称及び代表者氏名、住所

名　　称　　株式会社○○
代表者氏名　　代表取締役社長　気象　花子
住　　所　　東京都世田谷区◇◇１－２－３

２.廃止した予報業務の範囲
許可を受けた予報業務の全部

３.廃止の日
平成○○年○○月○○日

４.廃止を必要とした理由
予報提供のための仕組みを維持する要員の確保が困難になったため。

イ．予報業務休止届出書

＜記入要領＞

・休止した予報業務の範囲

休止した予報業務の目的及び範囲を記入してください。許可を受けている予報業務全てを休止する場合は、「許可を受けた予報業務の全部」と記入してください。

・休止を必要とした理由

「予報資料の収集を休止するため」等、予報業務を休止した理由を記入してください。

・その他

休止の期間中に、予報業務の再開又は廃止が決まった場合は連絡願います。

＜記入例＞

予報業務休止届出書

平成○○年○○月○○日

気象庁長官

○ ○ ○ ○ 殿

株式会社○○

代表取締役社長　気　象　花　子

平成○○年○○月○○日付け第△△号により許可を受けました予報業務を下記のとおり休止しましたので、届け出ます。

記

１．名称及び代表者氏名、住所

名　　称　　株式会社○○
代表者氏名　　代表取締役社長　気象　花子
住　　所　　東京都世田谷区◇◇１－２－３

２.休止した予報業務の範囲

（地震動）

目　　的	範　　囲	
	予報の種類	予報の対象とする区域
企業及び個人に対する当社製造端末を通じた個別地点の予報の提供	地震動予報	東京都

３．休止の期間

平成○○年○○月○○日～平成△△年△△月△△日までの６か月間

４．休止を必要とした理由

予報資料の収集を休止するため。

４．留意事項

予報に使用する名称について

地震動の予報に「緊急地震速報」という名称を用いる場合は、警報と誤解される可能性があることから、警報ではなく予報である旨を利用者に十分説明してください。

予報の内容について

予報の内容については、「警報」、「警告」等、気象庁が行う警報と混同されるような表現をしないように留意してください。

警報事項の伝達及び予報事項等の記録について

予報業務の許可を受けた民間事業者等は、気象業務法第 20 条の規定に基づき、当該予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の警報事項を当該予報業務の利用者に迅速に伝達するように努めなければなりません。さらに気象業務法施行規則第 12 条の２の規定に基づき、事業所ごとに予報事項の内容及び発表の時刻と、警報事項の利用者への伝達の状況を記録し、2 年間保存頂く必要があります。

地震動予報の場合、具体的には以下の通りとなります。

【警報事項の伝達】

端末、装置等の表示部分、音声機能等によって警報事項を伝達出来る場合は、利用者に当該機能を紹介下さい。

【警報事項の伝達状況の記録】

事業所に設置したサーバー等を介して警報伝達を行う場合はサーバー等の配信記録等を保存して下さい。

【予報事項等の記録】

１）事業所に設置したサーバー等が予報行為を行う場合はサーバー等の配信記録等を保存して下さい。

２）利用者に提供した端末、装置等で予報行為を行う場合、事業所にも端末、装置等を設置し、提供したうちの代表地点と同じパラメータ設定で予報し、記録、保存して下さい。

専用端末等の提供をもって予報業務を行う場合

端末の取扱説明書等に、利用者の側で接続することとなる配信事業者等について接続可能な事業者等を分かりやすく明記してください。

５．報告様式

申請及び報告書は、以下の様式に従ってご提出願います。

予報業務許可申請書様式２（気象業務法施行規則　第１０条１項）

予報業務許可申請書（地震動）

年　　月　　日

気象庁長官

申請者本人による署名(サイン)の場合、押印は不要

殿

印

氏名又は名称
法人の場合は代表者氏名

気象業務法第１７条第１項の規定に基づき予報業務の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．申請者の名称及び代表者氏名、住所

氏名又は名称
法人の場合は代表者氏名
住　　所

２．予報業務の目的及び範囲

目　　的	範　　囲	
	予報の種類	予報の対象とする区域
	地震動予報	

３．予報業務の開始の予定日

年　月　日

予報業務計画書の様式２（気象業務法施行規則　第１０条２項１号）

予報業務計画書（地震動）

１．事業所の名称及び所在地

事業所名	
所 在 地	

２．予報事項及び発表の時刻

予　報　事　項		発表の時刻
予報する現象の要素	その他	

３．収集する予報資料の内容及びその方法（予報の対象とする区域に対応したもの全てを収集）

収集する予報資料		入手の方法	
		入　手　先	通信回線
地震の発生から予報実施までの間に収集する資料			
その他の資料			

４．地震動の予想の方法

５．気象庁の地震動の警報事項を受ける方法

入手の方法	
警報事項の入手先	方法（通信回線）

予報業務変更認可申請書の様式（気象業務法施行規則　第１１条１項）

予報業務変更認可申請書

年　　月　　日

気象庁長官

殿

申請者本人による署名(サイン)の場合、押印は不要

氏名又は名称
法人の場合は代表者氏名　　印

気象業務法第１９条第１項の規定に基づき予報業務の変更認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．申請者の名称及び代表者氏名、住所

氏名又は名称
法人の場合は代表者氏名
住　　所

２．変更しようとする事項

（気象等）

目　　的	範　　囲		
	予報の種類		予報の対象とする区域
	予報要素	予報期間	

（地震動）

目　　的	範　　囲	
	予報の種類	予報の対象とする区域

３．変更の予定日

年　　月　　日

４．変更を必要とする理由

予報業務変更認可申請時の予報業務計画書の様式

予　報　業　務　計　画　書

1．事業所の名称及び所在地等

事業所名	
所 在 地	

2．予報事項及び発表の時刻

（気象等）

予　報　事　項				発表日時	予想の方法
目　的	予報期間	予想する現象	予報の対象とする区域		

（地震動）

予　報　事　項		発表の時刻
予報する現象の要素	その他	

3．収集する予報資料の内容及びその方法（予報の対象とする区域に対応したもの全てを収集）

（気象等）

収集する予報資料	入　手　の　方　法	
資　料　内　容	入　手　先	通信回線

（地震動）

収集する予報資料		入手の方法	
		入　手　先	通信回線
地震の発生から予報実施までの間に収集する資料			
その他の資料			

4．現象の予想の方法

（気象等）

（地震動）

５．入手する注意報・警報の内容及び入手の方法

（気象等）

注意報・警報の内容		入　手　の　方　法	
種　類	発　表　官　署	入　手　先	通信回線及び通信方式 不達時の対応

（地震動）

入手の方法	
警報事項の入手先	方法（通信回線）

予報業務変更報告書の様式２

予報業務変更報告書

年　　月　　日

気象庁長官

殿

氏名又は名称

法人の場合は代表者氏名

標記について、気象業務法施行規則第５０条第１項第　号に該当することとなりましたので、下記のとおり報告いたします。

記

１．報告事項

「新」

「旧」

２．報告事由の発生の日

年　　月　　日

予報業務廃止届出書の様式

予報業務廃止届出書

年　　月　　日

気象庁長官

殿

氏名又は名称
法人の場合は代表者氏名

年　　月　　日付け第　　号により許可を受けました予報業務を下記のとおり廃止しましたので、届け出ます。

記

１．申請者の名称及び代表者氏名、住所

氏名又は名称
法人の場合は代表者氏名
住　　所

２.廃止した予報業務の範囲

３.廃止の日

年　　月　　日

４.廃止を必要とした理由

予報業務休止届出書の様式

予報業務休止届出書

年　　月　　日

気象庁長官

殿

氏名又は名称
法人の場合は代表者氏名

年　　月　　日付け第　　号により許可を受けました予報業務を下記のとおり廃止しましたので、届け出ます。

記

１．申請者の名称及び代表者氏名、住所

氏名又は名称
法人の場合は代表者氏名
住　　所

２．休止した予報業務の範囲

（気象等）

目　　的	範　　囲		
	予報の種類		予報の対象とする区域
	予報要素	予報期間	

（地震動）

目　　的	範　　囲	
	予報の種類	予報の対象とする区域

３．休止の期間

年　　月　　日～　　年　　月　　日までの　　日間（月間）

４．休止を必要とした理由

○地震動の予報業務の許可等の申請に関する確認事項

以下事項についてご確認のうえ、地震動の予報業務の許可または変更認可が必要な場合に該当する方は、末尾のお問合せ窓口までご連絡願います。

１．予報業務の許可または変更認可が必要な場合

「気象庁が提供する地震動に係る予報資料（以後、気象庁予報資料という）」[注1]を用いて装置等（ＰＣ等用ソフトウェアを含む。以下同じ。）により個別地点の震度や主要動の到達時刻の予想を行いその結果[注2]を即時的に利用者に提供する場合が該当します。この場合に地震動の予報業務の許可または変更認可を受ける必要があるのは、当該装置等を作成[注3]した事業者です。

具体的には、以下に挙げる３項目の事業等（別紙の図を参照）をいずれか１項目でも現在行っており今後も当該事業を継続する場合、または、開始しようとする場合です。

（１）サーバー型の緊急地震速報の提供

「気象庁予報資料」を用いて、自らが作成した装置等により個別地点の震度や主要動の到達時刻の予想を行い、その結果を即時的に利用者に提供する場合。

（２）端末型の緊急地震速報の提供

「気象庁予報資料」を即時的な通信手段を用いて利用者に提供するとともに、提供先に自らが作成した装置等を整備し、これらの装置等により個別地点の震度や主要動の到達時刻の予想を行い、その結果を利用者に提供する場合。

（３）装置等の提供

気象業務支援センター又は配信事業者から「気象庁予報資料」を受信して個別地点の震度や主要動の到達時刻を予想した結果を出力できる装置等を作成し、これを利用者に対して提供（販売等）する場合[注4]。

注１　具体的には、気象庁が発表する地震動の予報及び警報（現在、高度利用者向け緊急地震速報として発表しているもの。）を、気象業務支援センター及び配信事業者が配信しているものを指します。

注２　利用者に提供される個別地点の震度や主要動の到達時刻の予想結果は、震度や時刻を明示しないような表現で提供される場合も含みます。

注３　本文書で「装置等を作成」「作成した装置等」とは、少なくとも当該装置のうち地震動の予想の方法に係る部分の作成について責任をもっていることを意味しています。

注４　当該装置のうち地震動の予想の方法に係る部分の作成について責任をもっている事業者が、作成した装置等をＯＥＭで利用者に供給する場合も該当します。

２．予報業務の許可または変更認可が不要な場合

以下の事業等を行う場合は、地震動の予報業務の許可または変更認可を受ける必要はありません。

（１）気象庁の行う地震動の予報及び警報や、地震動の予報業務の許可または変更認可を受けた事業者等の発表する地震動の予報の内容をそのまま利用者に伝達する場合。

【例】

- Ｂ社が、会社や家庭向けの緊急地震速報の配信事業を行う場合のＢ社。
- Ｃ放送が、気象庁発表の地震動の警報事項をそのままテレビ・ラジオで放送する場合のＣ放送。
- Ｄ百貨店が、Ａ社（予報許可事業者）から配信された地震動の予報を受けて、お客様の避難誘導を行う場合のＤ百貨店。

（２）個別地点の地震動の予想を行う装置等の作成に全く関与しない事業者等が、当該装置等の利用者への提供（販売等）を行う場合。または、当該装置等の地震動の予想の方法に関係しない部分の作成のみに関与する場合（これら装置等を利用者に提供する場合等では、当該装置等の地震動の予想の方法に係る部分の作成に責任をもつ事業者が、予報業務の許可または変更認可を受けることが必要です）。

【例】

- Ｅ社（Ａ社の販売代理店）やＦ社（家電量販店）がＡ社（予報許可事業者）の製造した予報端末を販売する場合のＥ社とＦ社。
- Ｇ社（外部とのデータ送受信部分及び表示鳴動部分を作成）とＡ社（予想震度を計算し出力する部分を作成：予報許可事業者）が予報端末を共同で開発し、製造、販売を行う場合のＧ社。

３．申請が必要か不明な場合

「地震動の予報業務」に該当するかどうか不明な場合は、以下のお問合せ窓口までお尋ねください。

（お問合せ窓口）

気象庁総務部民間事業振興課

民間気象業務推進係　　TEL（03）3212-8341　内線 2128

＜受付日及び時間＞

土日祝日を除く 09 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 00 分

年末は 31 日まで、年始は 4 日から受け付けます。

１．（１）の事業〔サーバー型の緊急地震速報の提供〕

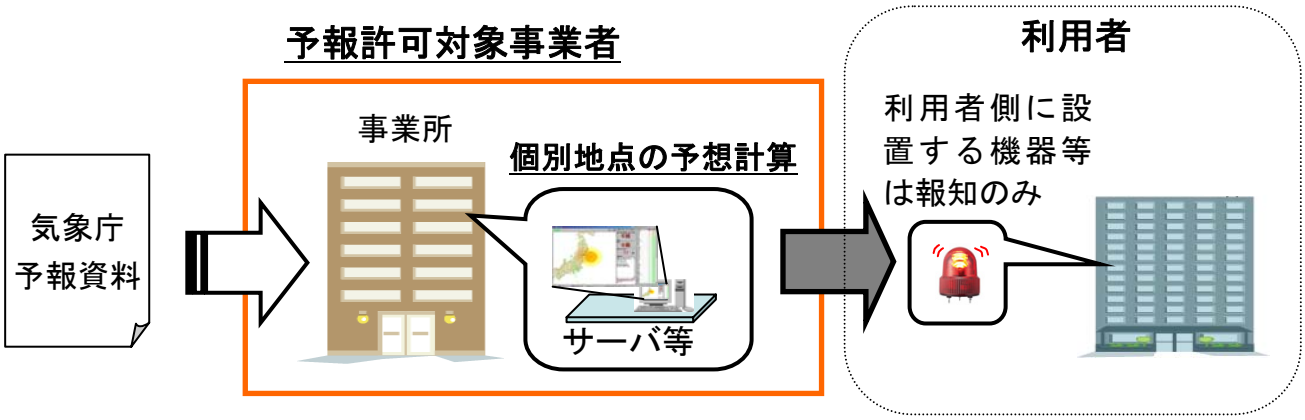

１．（２）の事業　〔端末型の緊急地震速報の提供〕

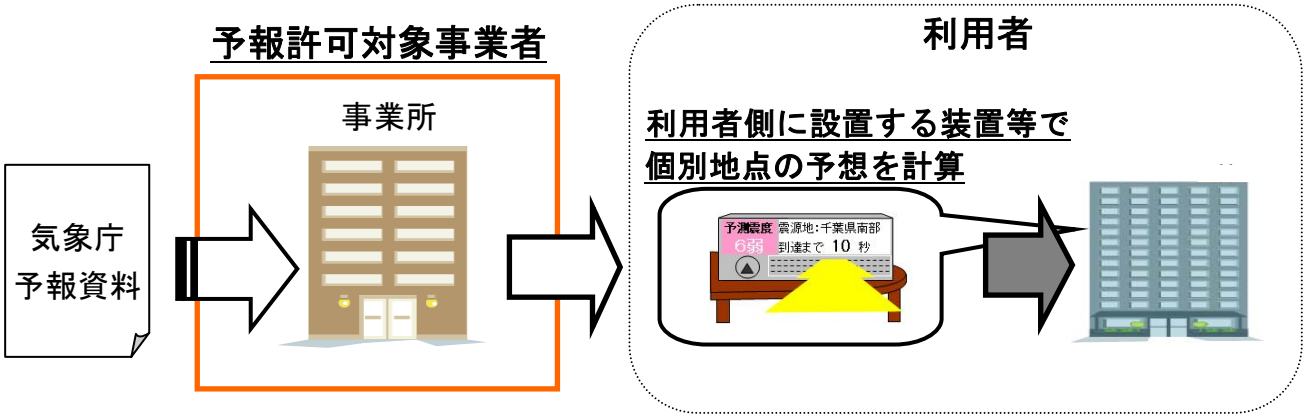

１．（３）の事業〔装置等の提供〕